

## ●香川県監査委員公表第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

令和元年10月29日

香川県監査委員 三谷 和夫  
同 大西 均  
同 高田 良徳  
同 新田 耕三

- 1 監査対象部局 商工労働部
- 2 監査対象年度 平成30年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	<p>ア 支出について 県外旅費の支給について、その他諸雑費を誤って支給しているものがあつた。（労働政策課）</p> <p>イ 契約について 清掃業務委託に係る予定価格の作成において、清掃業務委託積算基準による設計金額を予定価格としていなかつた。（高等技術学校）</p>	<p>ア 支出について 誤支給分については直ちに戻入した。今後は、職員への周知と確認を徹底する。</p> <p>イ 契約について 平成31年度から、清掃業務委託積算基準による設計金額を予定価格とするよう仕様を見直し入札を行つた。</p>